

磐田市子育て支援総合センター運営業務委託に係る
プロポーザル 実施要領

令和6年10月

磐田市こども部こども若者家庭センター

—目 次—

1	目的・趣旨	1
2	内容	1
3	スケジュール	1
4	参加資格	1
5	参加意思確認	2
6	質問書の提出及び回答	2
7	辞退届の提出	3
8	企画提案書等の提出	3
9	審査及び審査基準	3
10	結果通知	4
11	契約	4
12	その他の事項	4
13	問い合わせ先	5

1 目的・趣旨

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての孤独感・不安感を緩和するため、磐田市が設置する子育て支援総合センターにおいて、子育て支援センター事業及びファミリー・サポート・センター事業を実施し、市はセンターの運営業務を委託する。

本要領は、運営業務委託に係るプロポーザルの実施及び参加方法について必要な事項を定めたものである。

2 内容

以下の運営業務を委託する法人を募集する。

- (1) 業 務 名 磐田市子育て支援総合センター運営業務
- (2) 実 施 場 所 磐田市子育て支援総合センター「のびのび」
磐田市上大之郷51番地
- (3) 業 務 内 容 別添「磐田市子育て支援総合センター運営業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委 託 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とし、契約は単年度毎に締結する。
- (5) 運 営 財 源 委託予定額 27,000,000円（消費税含む）以内
 - ※ 委託料は1年あたりの金額とする。
 - ※ 委託料予定額を上限として収支計画書を作成すること。
 - ※ 委託期間中の3年間は原則委託料の増減はないものとするが、予算は磐田市議会の議決を要するため、上記の委託料を保証するものではない。

3 スケジュール

項 目	日 程	備 考
① 募集開始・質問受付	10月7日(月)	ホームページ
② 参加表明書提出期限	10月21日(月)まで	郵送又は持参
③ 質問書提出期限	10月24日(木)まで	電子メール
④ 質問回答	10月30日(水)まで	電子メール
⑤ 辞退届提出期限	11月1日(金)まで	郵送又は持参
⑥ 企画提案書提出期限	11月8日(金)まで	持参
⑦ 選定委員会	11月19日(火)	
⑧ 審査結果の通知	11月末日	郵送

4 参加資格

応募の資格がある者は、本委託業務を効果的かつ効率的に行うことができる法人であり、以下の(1)から(5)までの全ての条件を満たす者であること。

- (1) 磐田市物品製造等入札参加資格者名簿の「73その他委託05福祉関連業務」に登録されていること（令和6年10月15日時点）。この場合において、参加表明書提出時に当該名簿の「73

その他委託05福祉関連業務」に未登録であっても、契約時までに登録が完了したときは、参加資格表明書提出時から登録があったものとみなす。

- (2) 法人格有し、静岡県内に本社又は事業所がある法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、本市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始後の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者。（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始決定後、本市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - エ 法人税、消費税及び地方消費税、法人所在地の市町村税及び磐田市税の滞納がある者。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 参加意思確認

参加資格の要件を満たした者で業務への参加を希望する場合は、参加表明書（様式第1号）を提出すること。提出がない場合はプロポーザルに参加することができないものとする。

- (1) 期 限 令和6年10月21日(月)午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出方法 提出先へ郵送又は持参すること。

6 質問書の提出及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出すること。

- (1) 期 限 令和6年10月24日(木)午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出方法 提出先へ電子メールで送付すること。
- (3) 回答方法 質問書の回答は令和6年10月30日（水）午後5時15分までに、全ての参加表明者に電子メールで回答する。

7 辞退届の提出

参加表明書提出後に、本業務への参加を辞退する場合は、参加辞退届（自由様式）を提出すること。

- (1) 期 限 令和6年11月1日(金)午後5時15分まで（必着）
- (2) 提出方法 提出先へ郵送又は持参すること。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等については、以下のとおり提出すること。

- (1) 期 限 令和6年11月8日(金)午後5時15分まで（必着）

- (2) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第3号）
- イ 事業計画書（様式第4号）
- ウ 収支計画書（様式第5号）
- エ 法人の履歴事項全部証明書
- オ 法人の令和5年度収支決算書
- カ 納税証明書・市税完納証明書

- (3) 提出部数

正本1部 ※ 関係書類は原則原本を添付すること。原本を添付できない場合は事前に許可を得ること。

副本8部 ※ 関係書類の写しでも可とする。

- (4) 提出にあたっての留意点

提出書類は、A4版縦型左綴じとし、書類にインデックスを添付する。その際、書類に直接添付するのではなく、書類の前に白紙を挿入し、それにインデックスを添付すること。

9 審査及び審査基準

運營業務委託法人選定評価項目に基づき評価、採点し、最高得点を得たものを、審議のうえ優先交渉権者として選定する。

- (1) 審査方法

審査は、市が別に定める「磐田市子育て支援総合センター運營業務委託法人選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、優先交渉権者の選定にあたっては、審査項目及び評価内容（別表）に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案（事業計画）書、事業の実施能力等を評価、採点し、企画立案者が1者であっても同様とする。

- (2) 選定委員会

- ア 開催日及び場所

日時：令和6年11月19日(火)

場所：磐田市総合健康福祉会館（iプラザ）3階 会議室

- イ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 25分

審査委員からの質疑 15分

※ 応募者数により、変更する場合がある。

ウ 注意事項

- (7) 正式な開催時間、指定時間及び開催場所は、11月14日(木)までに、企画提案者に文書で通知する。
- (8) プレゼンテーションを行う者は、原則、企画提案者の法人役員又は職員とし、それ以外の者を参加させる場合はあらかじめ申し出ること。なお、入室できる者は1法人あたり3名までとする。
- (9) プレゼンテーションは、原則、事前に提出された書類によるものとする。
- (10) 企画提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- (11) 欠席又は指定時間に遅れた場合には、失格とする。
- (12) プロジェクター・スクリーンは、市が用意する。

エ 審査項目及び評価内容

別表のとおり

10 結果通知

審査結果は、令和6年11月末日までに応募者へ文書で通知する。なお、結果に対する問い合わせには応じない。

11 契約

優先交渉権者と市は、市議会における関係予算の議決後、随意契約による委託契約を締結する。

市は、業務履行期間の年度の当該業務予算の減額又は削除があった場合は、契約の予定を取り止めることができる。また、この契約予定の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

また、優先交渉権者選定後の辞退は原則認めない。辞退により市に損害が生じた場合は、その損害を請求することがあり、契約時までに磐田市物品製造等入札参加資格者名簿の「73その他委託05福祉関連業務」に登録されず、参加資格がない法人となった場合も同様に生じた損害を請求することがある。この場合において、優先交渉権者は、当該法人の次に評価が高かった者とする。

12 その他の事項

- (1) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法及び維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、市は優先交渉権者の提出書類を自由に使用できるものとする。
- (3) 提出後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。(ただし、軽微なものを除く。)
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

- (5) 郵送等の遅れによってプロポーザルに参加できない場合、市はその責を負わない。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者が負担する。
- (7) 参加表明者が1者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者とする。
- (8) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - イ 提出された書類の内容に虚偽があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 実施要領に違反すると認められる場合
 - オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - カ 委員会が不適格と認めた場合
 - キ その他市があらかじめ指示した事項に違反した又は従わなかった場合
- (9) 提出された企画提案書は、磐田市情報公開条例（平成17年条例第25号）に基づく情報公開請求の対象となる。

13 問い合わせ先及び書類提出先

〒438-0077

静岡県磐田市国府台57-7 磐田市総合健康福祉会館（iプラザ）2階

磐田市こども部こども若者家庭センター子育てサポートグループ

担当：飯田

電話：0538-37-2012

FAX：0538-37-2812

Eメール：ko-sodan@city.iwata.lg.jp

**子育て支援総合センター運営業務委託プロポーザル
【企画提案書・プレゼンテーション】評価表**

No.	評価項目	配点	評価点					係数	採点
			130	5	4	3	2		
(1) プレゼンテーションについて									
1	プレゼンテーションの構成は適切で分かりやすかったか	5						1	
(2) 方針・理念について									
2	事業実施・子育て支援に対する理念はしっかりしているか	10						2	
3	子育て支援に対する熱意があり、魅力的なサービスの提供が期待できるか	10						2	
(3) 事業の計画・内容について									
4	出前子育て支援センターに対する提案内容は十分か	10						2	
5	保護者又は妊婦同士の仲間づくりの場の提供に対する提案内容は十分か	10						2	
6	子育て世帯からの相談・援助への対応は十分できそうか	10						2	
7	発達に心配のある子とその保護者に対する支援内容は十分か	10						2	
8	ファミリー・サポート・センターの運営、会員との連絡調整は適切にできそうか	10						2	
9	ファミリー・サポート・センターの援助会員増への対策ができそうか	10						2	
10	独自の提案が行われ、かつ、その内容が有益なものか	10						2	
(4) 運営体制について									
11	事業が円滑に実施し、かつ無駄のない人員配置になっているか	5						1	
12	子育て支援コーディネーターにふさわしい人材を配置できそうか	5						1	
13	事故等を未然に防止できるような安全対策は十分か	5						1	
14	個人情報をはじめとした「情報管理」に対する安全対策はできそうか	5						1	
15	職員の知識・技能の向上のための研修等が計画されているか	5						1	
(5) 収支計画書について									
16	収支計画の金額は予定価格内か	10						2	

令和 年 月 日

参加表明書

磐田市長 草地 博昭

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

磐田市子育て支援総合センター運営業務委託に係るプロポーザルへの参加を希望します。
なお、本プロポーザル実施要領「4参加資格」について、全て満たしていることを誓約します。

連絡先等

部署名	
(ふりがな) 担当者名	
電話	
ファクシミリ	
E-mail アドレス	

質 問 書

磐田市長 草地 博昭

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

磐田市子育て支援総合センター運營業務委託に係るプロポーザル実施要領等について、次のおり質問書を提出します。

質問者	役職・氏名		
	連絡先	電話番号	
		メールアドレス	

実施要領項目番号	項目名
1	<質問内容>

実施要領項目番号	項目名
2	<質問内容>

実施要領項目番号	項目名
3	<質問内容>

*質問欄が不足する場合は適宜追加してください。

企画提案書

磐田市長 草地 博昭

申請者

住所(所在地)

商号又は名称

代表者指名

印

下記の業務について、必要書類を添付し提出します。

なお、提出書類の記載項目は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名

磐田市子育て支援総合センター運営業務

2 提出書類

- (1) 事業計画書(様式第4号)
- (2) 収支計画書(様式第5号)
- (3) 履歴事項全部証明書
- (4) 法人の令和5年度収支決算書
- (5) 納税証明書・市税完納証明書

3 提案書等に関する照会先

所属部署名

役職名・氏名

住所(所在地)

電話番号

FAX番号

E-mail

事業計画書

1 応募動機

--

2 方針・理念

事業の実施にあたっての理念・方針等について記載してください。

磐田市子育て支援総合センター事業計画

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名、内容、実施時期・回数等について、詳しく記載してください。

様式第4号

3 効果的・効率的な運営を実施するための方策

効果的・効率的な運営のための取組み	
サービス向上、利用拡大のための取組み	※施設の利用者の増加を図るための具体的な提案とその効果を記載してください。

4 組織体制

(1) 組織図

※指揮命令系統がわかるよう組織図を記載してください。

様式第 4 号

(2) 職員配置計画

役職・職種	担当業務	能力・資格・実務 経験年数など	雇用形 態	年齢 層	備考

※雇用形態欄には「正規・嘱託・パート・委託・その他」の別を記載してください。

※備考欄には勤務体制（勤務時間・休日設定など）を記載してください。

(3) 職員採用計画	※現在確保している予定職員数、今後採用を予定している職員数、採用資格、採用方法等について記載してください。
(4) 職員研修計画	※職員の資質向上を図るための指導育成、研修の実施について具体的に記載してください。

5 類似施設の運用実績等

施設名	所在地	運営の内容・規模等 (具体的に記載)	運営期間

その他これまでの運営実績が反映できる業務内容

--

様式第 4 号

6 安全管理の確保・平等性の確保

緊急時の体制・対応・防災対策について

施設利用者への平等利用確保について

個人情報保護、情報公開への対応について

7 その他

※その他特記すべき事項があれば記載してください。

磐田市子育て支援総合センター収支計画書（年間）

【収入】

(単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	内 訳
市委託料	0		
合 計	0	0	

【支出】

(単位：円)

科目	合計金額	センター運営事業	詳細
人件費			
事業費			
保育材料費			
消耗品費			
保険料			
車両管理費			
事務費			
消耗品費			
印刷製本費			
印刷製本費			
通信運搬費			
光熱水費			
広報費			
保守料			
雑費			
合 計	0		

※【収入】センター運営事業に係る市委託料は、磐田市子育て支援総合センター運営業務委託に係るプロポーザル実施要領「2中の委託料予定額を上限」とすること。

※人件費(賃金・共済費)は、事業に従事する割合等に応じて按分すること。